

二 この法律による改正後の平成五年旧実用新
案法第三十条において準用する新特許法第百
五条の四から第百五条の六までの規定
(平成五年特許法等改正法の一部改正)
第六条 平成五年特許法等改正法の一部を次のよ
うに改正する。
附則第四条第二項中「及び特許法等の一部を
改正する法律(平成十一年法律第四十一号。以
下「平成十一年改正法」という。)の施行後にし
た行為に対する罰則の適用」を削り、同項の表
第五十六条第一項及び第二項の項から第六十一
条の項までを削る。
(弁理士法の一部改正)

第七条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)
の一部を次のように改正する。
第八条第三号中「第十四条」を「第十四条第
一項第一号から第六号まで若しくは第七号」に
改める。

内閣総理大臣 小泉純一郎
法務大臣臨時代理
国務大臣 小野 清子
文部科学大臣 河村 建夫
経済産業大臣 中川 昭一

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律
をここに公布する。

御名 御璽

平成十六年六月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百二十一号

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する
法律
(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化
に伴い、司法の果たすべき役割がより重要なも
のとなり、司法に対する多様かつ広範な国民の
要請にこたえることのできる広くかつ高い識見
を備えた裁判官及び検察官が求められているこ
とにかんがみ、判事補及び検事(司法修習生の
修習を終えた者であつて、その最初に検事に任
命された日から十年を経過していないものに限
る。第七条第五項、第十一条第四項及び第十二
条を除き、以下同じ。)について、その経験多様
化(裁判官又は検察官としての能力及び資質の
向上並びにその職務の充実に資する他の職務経

験その他の多様な経験をすることをいう。次条
第一項及び第四項において同じ。)のための方策
の一環として、一定期間その官を離れ、弁護士
となつてその職務を経験するために必要な措置
を講ずることにより、判事補及び検事が弁護士
としての職務を経験することを通じて、裁判官
及び検察官としての能力及び資質の一層の向上
並びにその職務の一層の充実に資することを目的
とする。
(弁護士職務経験)

第二条 最高裁判所は、判事補が経験多様化の一
環として一定期間弁護士となつてその職務を経
験することの必要性、これに伴つ事務の支障そ
の他の事情を勘案して、相当と認めるときは、
当該判事補の同意(第三項に規定する事項に係
る同意を含む)を得て、第七項に規定する雇用
契約を締結しようとする弁護士法人又は弁護士
との間の取決めに基つき、期間を定めて、当該
判事補が弁護士となつてその職務を行うものと
することができる。

3 第一項の場合においては、最高裁判所は、当
該判事補を裁判所事務官に任命するものとし、
当該判事補は、その任命の時にその官を失つも
のとする。

4 法務大臣は、検事が経験多様化の一環として
一定期間弁護士となつてその職務を経験するこ
との必要性、これに伴つ事務の支障その他の事
情を勘案して、相当と認めるときは、当該検事
の同意(第六項に規定する事項に係る同意を含
む)を得て、第七項に規定する雇用契約を締結
しようとする弁護士法人又は弁護士との間の取
決めに基つき、期間を定めて、当該検事に弁護
士となつてその職務を行わせることができる。

5 法務大臣は、前項の同意を得るに当たつては、
あらかじめ、当該検事に同項の取決めの内容を
明示しなければならない。

6 第四項の場合においては、法務大臣は、当該
検事を法務省(検察庁を除く。以下同じ。)に属
する官職に任命するものとし、当該検事は、そ
の任命の時にその官を失つものとする。

7 第一項又は第四項の取決めに於いては、第三
項又は前項の規定により裁判所事務官又は法務
省に属する官職に任命されて第一項又は第四項

の規定により弁護士となつてその職務を行う者
(以下「弁護士職務従事職員」という。)と弁護
士職務従事職員を雇用する弁護士法人又は弁護
士(以下「受入先弁護士法人等」という。)との
間の雇用契約(第四条第二項ただし書に規定す
る承認に係る事項の定めを含む)の締結、当該
受入先弁護士法人等における勤務条件、第一項
又は第四項の規定により弁護士となつてその職
務を行う期間(以下「弁護士職務従事期間」と
いう。)これらの規定により弁護士となつてそ
の職務を経験すること(以下「弁護士職務経験」と
いう。)の終了に関する事項その他これらの規
定により弁護士となつてその職務を行うものと
し又は行わせるに当たつて合意しておくべきも
のとして判事補については最高裁判所規則で、
検事については法務省令で定める事項を定める
ものとする。

8 最高裁判所又は法務大臣は、第一項又は第四
項の取決めの内容を変更しようとするときは、
当該判事補若しくは検事又は当該判事補職務従
事職員との同意を得なければならない。この場合
においては、第二項又は第五項の規定を準用す
る。
(弁護士職務従事期間)

第三条 弁護士職務従事期間は、二年を超えるこ
とができない。ただし、特に必要があると認め
るときは、最高裁判所又は法務大臣は、当該弁
護士職務従事職員及び当該受入先弁護士法人等
の同意を得て、当該判事補職務経験を開始した
日から引き続き三年を超えない範囲内で、これ
を延長することができる。
(弁護士職務への従事)

第四条 弁護士職務従事職員は、第二条第一項又
は第四項の取決めに定められた内容に従つて、
受入先弁護士法人等との間で雇用契約(次項た
だし書に規定する承認に係る事項の定めを含む
。を締結し、弁護士法(昭和二十四年法律第
二百五号)の定めるところにより弁護士登録(同
法第八条に規定する登録をいう。第七條第四項
及び第五項において同じ。)を受け、その弁護士
職務従事期間中、当該雇用契約に基づいて弁護
士の業務に従事するものとする。

2 判事補職務従事職員は、前項の規定により従
事する判事補の業務のうち当事者その他関係人
から依頼を受けて行う事務については、当該受

入先判事補が判事補である場合に
あつては当該判事補が当事者その他関係人
から委託を受けた事務を行い、当該受入先判事
補が判事補である場合にあつては当該判事
補と共同して当事者その他関係人から依頼を
受けてその事務を行うものとする。ただし、当
該受入先判事補が個別に承認した事務に
ついては、前項の雇用契約に基づいて、単独で
当事者その他関係人から依頼を受けてその事務
を行うことができる。
(判事補職務従事職員の職務及び給与)

第五条 判事補職務従事職員は、その判事補職務
従事期間中、裁判所事務官又は法務省職員(法
務省に属する官職を占める者をいう。以下同
じ。)としての身分を保有するが、その職務に従
事しない。
2 判事補職務従事職員には、その判事補職務
従事期間中、給与を支給しない。
3 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十
五年法律第九十五号。裁判所職員臨時措置法(昭
和二十六年法律第二百九十九号)において準用
する場合を含む。第十条において同じ。)の規定
は、判事補職務従事職員には、その判事補職務
従事期間中、適用しない。
(判事補職務従事職員の服務等)

第六条 判事補職務従事職員は、第四条の規定に
より判事補の業務を行うに当たつては、裁判所
事務官若しくは法務省職員たる地位を利用し、
又はその判事補職務経験の前において判事補若
しくは検事であつたことによる影響力を利用し
てはならない。
2 判事補職務従事職員の第四条の規定による判
護士の業務への従事に関しては、国家公務員法
(昭和二十二年法律第二十号)第百四条(裁
判所職員臨時措置法において準用する場合を含
む)の規定は、適用しない。

3 最高裁判所又は法務大臣は、必要があると認
めるときは、当該判事補職務従事職員に対し、
当該受入先判事補等における勤務条件及び
第四条の規定による判事補の業務への従事状
況(判事補法第二十三条に規定する職務上知り
得た秘密に該当する事項を除く)について、報
告を求めることができる。

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律